



長居検査員。おはようございます。
本日は、今年度の不適合工事で多い『吸出防止材』
に関する事例を、紹介していただきたいのですが？

はい。わかりました。
今年度の7月末現在の不適合工事は、既に“5件”も発生し、
うち『吸出防止材』関係の不適合工事は、
過半数超えて、3件も発生しています。



なぜ、急に『吸出防止材』に関する不適合工事が、
多発しているのでしょうか？

私は、発注者・受注者ともに、
『技術力の低下』及び『相互のコミュニケーション不足』
の二つが大きな原因だと、思っています。



その「二つ」ということを、具体的な事例を踏まえて、
紹介していただけないでしょうか？

『フトン竈工裏面への“吸出防止材”が一部未施工』の事例では、
① 当初は、積みブロック工を計画していた
② 床掘の結果、湧水があり、「フトン竈」工法を提案した
（現場代理人からの提案図面には、“吸出防止材”無し）
③ 監督員は、現場代理人へ提案計画図に基づく施工を指示した
④ 監督員は、現場代理人からの変更施工計画書の提出を受理した
（提案図面のとおり、“吸出防止材”の計画無し）
以上の経過を踏まえ、「フトン竈工」に着手したようです。



えっ？ 『床掘の結果、湧水があって、「フトン竈工」への
工法変更を提案』する段階で、受注者として『技術者』なら、
“吸出防止材”を計画するのは、“常識”であり、
監督員も、提案図面を見た時点で、普通は気付きますよね。
そのことが、『技術力の低下』が原因の一つ？ 同感です。

次に、『相互のコミュニケーション不足』としては、
先ほどの経過の続きですが、
⑤ 現場は、指示に基づき、2段目まで「フトン竈」施工が進捗
⑥ 監督員から、その時点で“吸出防止材”追加施工の指示
⑦ 現場代理人は、“吸出防止材”追加指示時点以降の、
最終3段目のみに“吸出防止材”を施工
（3段目の「フトン竈」に、“吸出防止材”平行配置写真有り）





あれっ。 監督員は、“吸出防止材”の施工位置を、具体的に指示していなかったのですか？



残念ながら、そのようです。
更に、現場代理人も、具体的な“吸出防止材”の施工位置を、確認していなかったようです。



ちなみに、最終的な変更のための図面等は、受・発注者、どちらが作成したのですか？



現場代理人が作成し、“変更用”として監督員に提出したようです。
なお、変更用図面には、“吸出防止材”を施工した3段目のみと異なる「フトン竈」の2段目にも“吸出防止材”を施工したとして、変更図面を作成し提出されていたようです。



しかし、現場代理人から、施工をしていない「フトン竈」の『2段目にも“吸出防止材”を施工した』として、監督員に変更用図面を提出したのは、如何なものでしょうか？



まず、監督員が、工法変更提案図面の提出を受けた段階で、“吸出防止材”施工の必要性欠如の問題はありますが、監督員が、“吸出防止材”計画の欠落に気付き、現場代理人に、具体的な“吸出防止材”施工位置を、図面等により指示するなど、監督員と現場代理人『相互のコミュニケーション』を密にし、確認行為をしていれば、“常識的な工事”であるので、不適合工事は、避けられたと思っています。



現場を的確に把握するためには、現場臨場を多くするとともに、監督員と現場代理人とのコミュニケーションが大切ですね。



今回は、新たに『品質管理のポイント』をテーマとして、コンクリート構造物における「テストハンマーによる平均反発度の算出方法」について、紹介します。

●本日のポイント

受・発注者ともに、技術者として「技術力向上」に努めてください。
更に、監督員は、段階確認は机上だけではなく、現場確認回数を増やし、「現場代理人とのコミュニケーション」の向上に努めてください。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(ながい)検査員



：若井(わかい)検査員